

古物商許可番号： 氏名又は名称： 営業所所在地：

[illegible]

【記載事項の根拠】 取引年月日・古物の品目及び数量・古物の特徴・相手方の住所氏名職業年齢・確認の区分及び方法＝古物営業法第16条各号。受け取り（仕入れ）・引き渡し（販売）のいずれも、対価の総額が1万円未満の取引（施行規則第16条2項の例外7品目を除く）は法15条2項1号・16条ただし書前段により記載不要です。1万円以上の取引では、引き渡し（販売）で記載自体が不要になるのは美術品類・時計宝飾品類・自動車・自動二輪車原付「以外」の古物です（施行規則第18条1項）。この4分類を引き渡す場合は記載義務があり、そのうち相手方の住所・氏名・職業・年齢の記載だけが不要になるのは自動車のみです（同条2項）。保存期間：帳簿等の最終の記載をした日から3年間（法第18条1項）。

別紙：記載義務の判定フロー

【受け取り（仕入れ）のとき】

STEP1：自己が売却した物品を、その売却相手から買い戻しますか？

→ はい：記載不要（法 15 条 2 項 2 号）で判定終了

→ いいえ：STEP2 へ

STEP2：対価の総額は 1 万円未満ですか？

→ いいえ（1 万円以上）：記載が必要です。判定終了

→ はい：STEP3 へ

STEP3：品目は例外 7 品目（自動二輪車原付／エアコン室外機・ヒートポンプ／ゲームソフト／CD・DVD 等／電線／金属製グレーチング／書籍）のいずれかに該当しますか？

→ はい：記載が必要です（施行規則 16 条 2 項の例外品目のため）

→ いいえ：記載不要です（法 15 条 2 項 1 号・16 条ただし書前段）

【引き渡し（販売）のとき】

引き渡す古物は何ですか？

美術品類 → 記載が必要／相手方情報（住所・氏名・職業・年齢）も記載必要

時計・宝飾品類 → 記載が必要／相手方情報も記載必要

自動車（部分品を含む） → 記載が必要／相手方情報だけは記載不要（施行規則 18 条 2 項）

自動二輪車・原付（部分品を含む。1万円未満の部分品を除く） → 記載が必要／相手方情報も記載必要

上記以外の一般的な古物 → 記載自体が不要（施行規則 18 条 1 項）

※自動車だけ相手方情報の記載が免除され、外見の近い自動二輪車・原付は免除されません（施行規則 18 条 2 項が「自動車である古物」とだけ定めているため）。

出典: 古物営業法 16 条・18 条／同法施行規則 15～18 条（e-Gov 法令検索・2026-09-07 確認、2026-09-13 再確認）